

## 社会運勢学会ロゴマーク 使用規定

### 第1条（適用）

本規定は、下記添付図に示す一般社団法人社会運勢学会ロゴマーク（以下、本ロゴマーク）の使用方法を規定する。

### 第2条（知的所有権）

本ロゴマークに関する一切の知的財産権は、一般社団法人社会運勢学会（以下、本学会）に属する。

### 第3条（使用許諾）

本学会会員に限り、本学会事務局に届け出をした上で本ロゴマークの使用を無償にて許諾する。

### 第4条（使用目的）

上記第3条は、本学会の賛同表明、普及・啓発、認知向上を目的とする場合に対してのみなされるものとする。

### 第5条（使用の届出）

本ロゴマークの使用にあたっては、事前に〔使用届出書〕にて本学会に届け出るものとする。但し、新聞・雑誌等の出版媒体や放送媒体等において本学会を象徴するものとして使用する場合は、別途本学会事務局への問い合わせを必要とする。

### 第6条（使用の禁止）

以下に該当する場合、本学会はロゴマーク使用の禁止、または許諾を取り消すことができる。

- （1） 自己のロゴ、マーク、商標、意匠として独占的に使用すると認められた場合。
- （2） 自己の金銭的利益に繋がる活動の宣伝に本ロゴマークを使用したと認められた場合。
- （3） 商業利用と認められた場合。
- （4） デザインマニュアルに示す規定デザインに反した場合。
- （5） その他、使用の目的や方法が妥当ではないと本学会学会が判断した場合。

第 7 条（使用禁止の例外）

本学会から別に定める「社会運勢学会認定講師」の資格を受けた者は、上記第 6 条（2）を免除されるものとする。

第 8 条（ロゴマーク使用許諾の停止）

何らかの事由により本学会の会員資格または認定講師資格を失った場合、本学会はロゴマークの使用、保存、開示、または譲渡を差し止めることができる。

第 9 条（規定デザイン）

（1） 添付図集 1 にある形状および色彩を基本とし、拡大と縮小のみ可能とする。

（2） 文字の判読が困難な場合に、添付図集 2 の形状および色彩の使用を可とする。

第 10 条（その他）

本規定にない事項については、本学会と使用者の協議により取り決める。

第 11 条（規定の改訂）

本規定は、本学会事務局により事前の通知なく必要に応じて改訂される場合がある。

附 則

本使用規定は、2017 年 10 月 1 日から施行される。